

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい雇用環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

① 計画期間 令和6年11月1日～令和8年10月31日

② 内容

【目標①】：育児休業を取得予定の社員及び育児休業から復職した社員のための相談窓口を設置する。

〔対策〕

- ① 令和6年11月～ 「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、やまぐち“とも×いく”応援企業の登録を受ける(更新する)。
- ② 令和6年12月～ 相談窓口の設置について検討
- ③ 令和7年1月～ 相談窓口の設置について社員への周知

【目標②】：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間7日以上とする。

〔対策〕

- ① 令和6年11月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- ② 令和6年12月～ 社員の仕事状況等を調査し検討開始。
- ③ 令和7年1月～ 年次有給休暇の取得計画を策定する。
- ④ 令和7年2月～ 有給休暇取得予定表の掲示や取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組を開始。